

医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十二号

医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
内閣は、医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十条及び関係法律の規定に基づき、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第三条）

第二章 経過措置（第四条）

附則

第一章 関係政令の整備

(医療法施行令の一部改正)

第一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「第三十条の四第七項」を「第三十条の四第七項」に改め、同条第二項中「第三十条の四第六項」を「第三十条の四第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第五条の三中「第三十条の四第七項」を「第三十条の四第八項」に改める。

第五条の四中「第三十条の四第八項」を「第三十条の四第九項」に改める。

第五条の五の次に次の九条を加える。

(実施計画の認定の申請)

第五条の五の二 法第四十二条の三第一項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）には、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 救急医療等確保事業（法第四十二条の二第二項第四号に規定する救急医療等確保事業をいう。以下同じ。）に係る業務の内容

二 救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備に関する事項

三 救急医療等確保事業に係る業務の実施期間

2 法第四十二条の三第一項の認定を受けようとする医療法人は、当該認定を受けようとする旨及び次条各号に掲げる要件に係る事項として厚生労働省令で定めるものを記載した申請書を、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、実施計画、当該医療法人が法第四十二条の二第一項第一号から第六号まで（第五号を除く。）に掲げる要件に該当するものであることを証する書類その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(実施計画の認定)

第五条の五の三 都道府県知事は、法第四十二条の三第一項の認定の申請があつた場合において、実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備がその実施期間において確実に行われると見込まれるものであること。

二 実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務がその実施期間にわたり継続して行われると見込まれるものであること。

三 その他厚生労働省令で定める要件に適合すること。

(実施計画の変更)

第五条の五の四 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、当該認定を受けた実施計画（この条の規定により実施計画が変更された場合にあつては、その変更後の実施計画。以下「認定実施計画」という。）を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事（第三項及び次条において単に「都道府県知事」という。）の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

3 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(実施計画の実施状況を記載した書類等の提出)

第五条の五の五 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、当該会計年度における認定実施計画の実施状況を記載した書類その他厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に掲げる会計年度の区分に応じ、当該各号に定める日後三月以内に、当該各号に掲げる会計年度における認定実施計画の実施状況を記載した書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次条第一項の規定により法第四十二条の三第一項の認定が取り消された日の属する会計年度当該取り消された日

二 次条第三項又は第四項の規定により法第四十二条の三第一項の認定がその効力を失つた日の属する会計年度 当該効力を失つた日

(実施計画の認定の取消し等)

第五条の五の六 都道府県知事は、法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すことができる。

一 法第四十二条の二第一項各号（第五号を除く。）に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二 認定実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備をその実施期間において行う見込みがなくなつたと認めるとき。

三 認定実施計画に従つて救急医療等確保事業に係る業務を行つていないと認めるとき。

四 定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行つたとき。

五 収益業務から生じた収益を当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。次号において同じ。）の経営に充てないとき。

六 収益業務を継続することが、当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障を来すと認めるとき。

七 不正の手段により法第四十二条の三第一項の認定又は第五条の五の四第一項の認定を受けたとき。

八 法若しくはこの政令若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 法第六十四条の二第二項の規定は、前項の規定による法第四十二条の三第一項の認定の取消しについて準用する。

3 法第四十二条の三第一項の認定は、認定実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間の末日限り、その効力を失う。

4 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人が、法第四十二条の二第一項の認定を受けた場合には、法第四十二条の三第一項の認定は、法第四十二条の二第一項の認定を受けた日から将来に向かつてその効力を失う。

(法第四十六条の四第二項第三号の政令で定める医事に関する法律)

第五条の五の七 法第四十六条の四第二項第三号（法第四十六条の五第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める医事に関する法律は、次のとおりとする。

一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）

二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）

三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）

四 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）

五 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）

六 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）

七 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）

第百十四條第一項	監事設置一般社団法人(理事が二人以上ある場合に限る。)	財団たる医療法人
第百十四條第二項	理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
第百十四條第三項	限る。に於いての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	(評議員又は理事の限る。)
第百十四條第四項	同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
第百十五條第一項	役員等 議決権の十分の一 以上の議決権を有する 、理事	評議員 十分の一 以上の 、評議員又は理事 理事長
第百十五條第二項	代表理事、代表理事以外の理事であつて理事の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの 、監事又は会計監査人	職員 若しくは監事
第百十五條第三項	非業務執行理事等	非理事長理事等
第百十五條第四項	非業務執行理事等が任務	非理事長理事等
第百十五條第四項第三号	同項	職員
第百十五條第四項第二号	非業務執行理事等	評議員又は同項
第百十五條第四項第一号	非業務執行理事等	非理事長理事等が任務
第百十六條第一項	非業務執行理事等	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十七條第四項において準用する同条第一項 非理事長理事等
	非業務執行理事等	非理事長理事等
	非業務執行理事等	非理事長理事等
	非業務執行理事等	医療法第四十六條の六の四において準用する第八十四條第一項第二号

第五条の六の見出し中「読替え」を「技術的読替え」に改め、同条中「第五十四條の七の規定」を「第五十四條の七」に改め、同条の表第七百四十條第一項の項中「第五十九條第一項」を「第五十八條の四第一項(同法第五十九條の二において準用する場合を含む。第三項において同じ。)」に改め、同表第七百四十條第三項の項中「第五十九條第一項」を「第五十八條の四第一項」に改める。第五条の十を次のように改める。

(医療法人の分割に関する技術的読替え)

第五條の十 法第六十二條において医療法人が分割をする場合について会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成十二年法律百三十三号)第二條から第八條まで(第二條第三項各号及び第四條第三項各号を除く。)の規定を準用する場合においては、法第六十二條の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二條第一項	同法第七百五十七條に	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六十條に
	第七百六十三條第一項	第六十一條の二第一号
	第七百五十七條の	第六十條の
	第七百六十二條第一項	第六十一條第一項
第四條第四項、第五條第三項並びに第六條第二項及び第三項	会社法第七百五十九條第一項、第七百六十一條第一項又は第七百六十六條第一項	医療法第六十條の六第一項又は第六十一條の四第一項

第五条の十二中「都道府県知事」を「その主たる事務所の所在地の都道府県知事(次条において単に「都道府県知事」という。)」に改め、同条ただし書中「第五十條第一項」を「第五十四條の九第三項」に、及び第五十七條第五項を「第五十八條の二第四項(法第五十九條の二において準用する場合を含む。及び第六十條の三第四項(法第六十一條の三において準用する場合を含む。))」に改める。

第五條の二十三中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

(組合等登記令の一部改正)

第二條 組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一条を加える。

(分割の登記)

第八條の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等(第十三條及び第二十一條の二において「吸収分割承継組合等」という。))については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

第十一條第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 分割により設立する組合等が分割に際して従たる事務所を設けた場合 分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から三週間以内

第十三條中「第八條」の下に「第八條の二」を加え、同条ただし書中「組合等」の下に「分割をする組合等又は吸収分割承継組合等」を加える。

第二十一条の次に次の二条を加える。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 分割をする組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

第二十五条中「第八十三条」を「から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条」に改める。

第二十六条第三項を次のように改める。

3 第十四条第二項及び第三項の規定は、農業協同組合又は農業協同組合連合会の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

第二十六条第四項を削り、同条第五項中「第十項」を「第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に改め、同項第一号中「第七項第一号」を「第六項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五項」を「第四項」に改め、同項第一号中「第七項第一号」を「第六項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とする。

別表中「第二十条」の下に、「第二十一条の三」を加える。

(国家戦略特別区域法施行令の一部改正)

第三条 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第四十六条の三第一項ただし書」を「第四十六条の六第一項ただし書」に改める。

第二章 経過措置

第四条 医療法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)第一条の規定による改正後の医療法

(以下「第二号新法」という)第四十六条の四第二項(第三号及び第四号の規定に限る。)の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という)以後にした行爲により同項第三号及び第四号の規定に規定する刑に処せられた者について適用する。

2 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に財団法人の評議員である者に対する第二号施行日から起算して二年を経過する日までの間における第二号新法第四十六条の四第三項の規定の適用については、同項中「役員又は職員」とあるのは「役員」とする。

附 則

この政令は、第二号施行日(平成二十八年九月一日)から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
法務大臣 岩城 光英
厚生労働大臣 塩崎 恭久